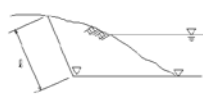
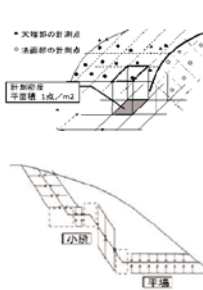


現行

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値												
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50												
						法 長 l	$l < 5\text{m}$ -200 $l \geq 5\text{m}$ 法長-4%												
					2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平均値</th> <th>個々の計測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平場</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または 標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </tbody> </table>			平均値	個々の計測値	平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
		平均値	個々の計測値																
平場	標高較差	±50	±150																
法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160																

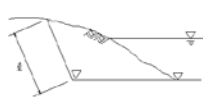
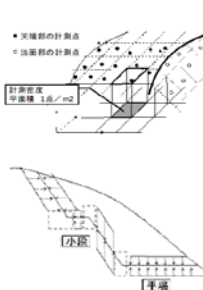
1-2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>掘削延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 處上箇所 につき 2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS」を用いた出来形管理要 領(土工編)または「RTK-GNSS S」を用いた出来形管理要領(土工 編)の規定により測点による管理を 行う場合は、設計図書に測点毎、基準 高は掘削部の両端で測定</p> 		
<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザーキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編)」、「空中 写真測量(無人航空機)を用いた出来 形管理要領(土工編)」、「無人航空機 搭載レーザーキャナーを用いた出来 形管理要領(土工編)」、「TSを用 いた出来形管理要領(土工編)」、「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領(土工編)」または「RTK- GNSS S」を用いた出来形管理要領(工 土編)に基づき出来形管理を面管理 で実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は 1点/m²(平面投影面 積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm以内に存在する計測点は水平較差の 評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。</p> 		

1-3

改定内容

編	章	節	条	技番	工 種	測 定 項 目	規 格 値												
1 共通 編	2 土 工	3 河川・ 海岸・ 砂防土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50												
						法 長 l	$l < 5\text{m}$ -200 $l \geq 5\text{m}$ 法長-4%												
					2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平均値</th> <th>個々の計測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平場</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または 標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </tbody> </table>			平均値	個々の計測値	平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160
		平均値	個々の計測値																
平場	標高較差	±50	±150																
法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160																

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>掘削延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 處上箇所 につき 2ヶ所。基準高は掘削部の両端 で測定。 ただし、「TS等光波方式」を用いた出 来形管理要領(土工編(案))または 「RTK-GNSS S」を用いた出来形管 理要領(土工編(案))の規定により 測点による管理を行う場合は、設計 図書の測点毎、基準高は掘削部の両端 で測定</p> 		
<p>1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザーキャナーを 用いた出来形管理要領(土工編 (案))」、「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領(土工 編(案))」、「無人航空機搭載レー ザーキャナーを用いた出来形管理要 領(土工編(案))」、「TS等光波方式 を用いた出来形管理要領(土工編 (案))」、「TS(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(土工編 (案))」、「RTK-GNSS S」を用いた 出来形管理要領(土工編(案))」また は「地上移動体搭載型レーザーキャ ナーを用いた出来形管理要領(土工 編(案))」に基づき出来形管理を面 管理で実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面 との標高較差または水平較差を算出 する。計測密度は 1点/m²(平面投影 面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差 の評価から除く。同様に、標高方向 に±5cm以内に存在する計測点は 水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値 が変わる場合は、評価区間を分割 するか、あるいは規格値の条件の 最も厳しい値を採用する。</p> 		

現行

編	章	節	条	技 術 工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1 盛土工	基準高▽	-50	
					法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
						ℓ ≥ 5 m	法長-2%
					幅 w ₁ , w ₂	-100	
			2 盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
				天端	標高較差	-50 ±150	
				法面 4割く勾配	標準較差	-50 ±170	
				法面 4割く勾配 (小段含む)	標準較差	-60 ±170	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。基準高は各法面で測定。</p> <p>ただし、「TS」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)の規定により測点を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は各法面で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS」を用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

改定内容

編	章	節	条	技 術 工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1 盛土工	基準高▽	-50	
					法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100
						ℓ ≥ 5 m	法長-2%
					幅 w ₁ , w ₂	-100	
			2 盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値		
				天端	標高較差	-50 ±150	
				法面 4割く勾配	標準較差	-50 ±170	
				法面 4割く勾配 (小段含む)	標準較差	-60 ±170	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。基準高は各法面で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法面で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

現行

編	章	節	条	検査工種	測定項目	規格値				
1 共通編	2 1. L	4 道路土工	2	1 掘削工	基準高▽	±50				
					法長 l	l < 5 m	-200			
						l ≥ 5 m	法長-4%			
					幅 w	-100				
					2 掘削工 (面管理の場合)					平均値
				平場	標高較差	±50	±150			
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±100			

測定基準	測定箇所	摘要
<p>掘削延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1掘削箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

改定内容

編	章	節	条	検査工種	測定項目	規格値				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1 掘削工	基準高▽	±50				
					法長 l	l < 5 m	-200			
						l ≥ 5 m	法長-4%			
					幅 w	-100				
					2 掘削工 (面管理の場合)					平均値
				平場	標高較差	±50	±150			
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±100			

測定基準	測定箇所	摘要
<p>掘削延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1掘削箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
1 共通編	2 1 上	4 道路 土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50
						法長 ℓ	ℓ < 5 m
		ℓ ≥ 5 m	法長-2%				
					幅	w ₁ , w ₂	-100
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値
					平地	標高較差	±50 ±150
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±80 ±190

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS」を用いた出来形管理要領（土工編）TSを用いた出来形管理要領（土工編）または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）、「無人航空機搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）、「TS」（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>
		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「無人航空機搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「地上移動体搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50
						法長 ℓ	ℓ < 5 m
		ℓ ≥ 5 m	法長-2%				
					幅	w ₁ , w ₂	-100
				2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値
					平地	標高較差	±50 ±150
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±80 ±190

測定基準	測定箇所	摘要
<p>施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。</p>		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「無人航空機搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「地上移動体搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>
		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「無人航空機搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）、「地上移動体搭載型レーザースカンナー」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>

現行

編	章	節	条	技 術 種 類	測 定 項 目	規 格 値					
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	土木工事共通編	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
							厚 さ	-15	-15	-15	-15
							幅	-50	-50	—	—
3	土木工事共通編	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
							幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を繰り起こして測定。</p>

改定内容

編	章	節	条	技 術 種 類	測 定 項 目	規 格 値					
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	土木工事共通編	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
							厚 さ	-45	-45	-15	-15
							幅	-50	-50	—	—
3	土木工事共通編	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
							幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をい、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を繰り起こして測定。ただし、幅は設計図書</p> <p>の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>

現行

編 章 節 条	技 術 工 種	測 定 項 目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
					幅	-50	-50	-	-
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
					幅	-50	-50	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>

改定内容

編 章 節 条	技 術 工 種	測 定 項 目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
					幅	-50	-50	-	-
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7 4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
					幅	-50	-50	-	-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>幅は設計図書</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が 10,000m² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m² 以上 10,000m² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>

現行

編 章 節 条 枝番 工 種	測定項目	規 格 値							
		個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装工	7	5 アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
					幅	-25	-25	—	—
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装工	7	6 アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
					幅	-25	-25	—	—
					平坦性	—		3m ² の7点測定 (σ)2.4mm以下 直線式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mに1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mに1個の割でコアーを採取して測定。		

改定内容

編 章 節 条 枝番 工 種	測定項目	規 格 値							
		個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装工	7	5 アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
					幅	-25	-25	—	—
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	6 一般 舗装工	7	6 アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
					幅	-25	-25	—	—
					平坦性	—		3m ² の7点測定 (σ)2.4mm以下 直線式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 以上 10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		

現行

編 号	章	節	条	技 術 名	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ol style="list-style-type: none"> 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本標準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で 2,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編 号	章	節	条	技 術 名	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ol style="list-style-type: none"> 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領 (案)」または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本標準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で 2,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	技 術 工 種	測定項目	規 格 値					
						個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	土木工事共通編	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	土木工事共通編	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	土木工事共通編	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
							平坦性	-		3mプロファイル (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理区等を踏いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総積</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	技 術 工 種	測定項目	規 格 値					
						個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)			
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	土木工事共通編	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	土木工事共通編	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	土木工事共通編	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
							平坦性	-		3mプロファイル (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理区等を踏いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総積</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編 章 節 条 技 番	工 種	測定項目	規 格 値							
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 1 土 小 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工 T.	6 一 般 舗 装 工 T.	8 1	1	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 1 土 小 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工 T.	6 一 般 舗 装 工 T.	8 2	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p>

改定内容

編 章 節 条 技 番	工 種	測定項目	規 格 値							
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3 1 土 小 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工 T.	6 一 般 舗 装 工 T.	8 1	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 1 土 小 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工 T.	6 一 般 舗 装 工 T.	8 2	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができます。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができます。</p>

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層粒盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	3mプロファイル (φ)2.4mm以下直読式 (足付き) (φ)1.75mm以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事現場の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層粒盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	3mプロファイル (φ)2.4mm以下直読式 (足付き) (φ)1.75mm以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事現場の考え方で、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	コーア採取について 橋面舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mmに 1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	

現行

編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	検査	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいもの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
					平坦性	3mアツフ(6m-7m) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
					平坦性	3mアツフ(6m-7m) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
					平坦性	3mアツフ(6m-7m) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			

測定基準	測定箇所	摘要
1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナ」を用いた出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

改定内容

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
					平坦性	3mアツフ(6m-7m) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
					平坦性	3mアツフ(6m-7m) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8 6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
					平坦性	3mアツフ(6m-7m) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下			

測定基準	測定箇所	摘要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(案)または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	土木工事共通編	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±10	±50	—	—
							厚 さ	-45	-45	-15	-15
							幅	-30	-50	—	—
3	土木工事共通編	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
							幅	-50	-50	—	—
3	土木工事共通編	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
							幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割と、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	土木工事共通編	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
							厚 さ	-45	-45	-15	-15
							幅	-50	-50	—	—
3	土木工事共通編	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
							幅	-50	-50	—	—
3	土木工事共通編	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
							幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見積りに基づき延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を指した上での管理が可能で工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	— 3mプロファイル (φ)2.4m以下 直読式 (足付き) (φ)1.75m以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mに1個の割でコーアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mに1個の割でコーアを採取して測定。	コーア採取について 横断舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m毎に1個の割でコーアを採取して測定。		

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	— 3mプロファイル (φ)2.4m以下 直読式 (足付き) (φ)1.75m以下			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mに1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 mに1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	コーア採取について 横断舗装等でコーア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m毎に1個の割でコーアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	土	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	土	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
						(面管理の場合)					
3	土	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
						(面管理の場合)					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工種)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の側面全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	土	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	土	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
						(面管理の場合)					
3	土	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10
						(面管理の場合)					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工種) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「T.S. (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (舗装工種) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の側面全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	(面管理の場合)
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事現場の考え方で中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	(面管理の場合)
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差+平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事現場の考え方で中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₀)
							中規模 以上	小規模 以下	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
幅	-100	—							
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。
		幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₀)
							中規模 以上	小規模 以下	
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
幅	-100	—							
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。
		幅は、片側延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。

現行

編	章	節	条	技 術 工 種	測 定 項 目	規 格 値		
						個々の測定値 (X)		
						中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50	—
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm t ≥ 15cm	-64 -91
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	技 術 工 種	測 定 項 目	規 格 値		
						個々の測定値 (X)		
						中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±50	—
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm t ≥ 15cm	-64 -91
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	2	6	11	1	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	-		3mプロフ(オート) (σ)2.4mm以下直統式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p>

改定内容

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	2	6	11	1	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	-	-
3	2	6	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	-	-
3	2	6	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	-	-
						平坦性	-		3mプロフ(オート) (σ)2.4mm以下直統式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	1	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
								平坦性	-			3mプロフ(6メートル) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースカナ」を用いた出来形管理要領(舗装編)に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
							個々の測定値 (X)		平均測定値の平均 (面管理の場合)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	1	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
								平坦性	-			3mプロフ(6メートル) (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナ」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)、「地上移動体搭載型レーザースカナ」を用いた出来形管理要領(案)または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

現行

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基礎高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45	—15	—
						幅	—50	—	—
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚 さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p>

改定内容

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基礎高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45	—15	—
						幅	—50	—	—
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒状調整路盤工)	厚 さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>

現行

現行なし

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		-
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、工事現場の考え方で、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。</p>

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・石膏)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		-
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		-

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事現場の考え方で、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。</p> <p>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>
		<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m²に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>

現行なし

現行

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 歴青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-65	- 8	
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	- 3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<ol style="list-style-type: none"> 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから次まる高さとの差とする。 	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの積工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは積工面積が2,000㎡未満。</p>	

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5	
						幅	—25	—	
						平 坦 性	—	—	コンクリートの硬化後 3mプロファイルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						日地段差	±2		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45	—15	
						幅	—50	—	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒状調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
		<p>厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後 工事規模の考え方 各車線 200m毎に水糸又はレベルによ 中規模とは、1層あたりの施工面積 り1測線当たり横断方向に3ヶ所以上 が 2,000㎡以上とする。 測定、幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割 小規模とは、表層及び基層の加熱ア で測定。平坦性は各車線毎に版縁から スファルト混合物の総使用量が 500 t未 1mの線上、全延長とする。 満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 なお、スリップフォーム工法の場合 厚さは、個々の測定値が 10 個に9個 は、厚き管理に関し、打設前に各車線 以上の割合で規格値を満足しなければ の中心付近で各車線 200m毎に水糸又 ならないとともに、10 個の測定値の平 はレベルにより1測線当たり横断方向 均値 (X₁₀) について満足しなければ に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、 ならない。ただし、厚さのデータ数が 測定打設後に各車線 200m 毎に両側の 10 個未満の場合は測定値の平均値は論 断端を測定する。 用しない。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線 維持工事においては、平坦性の項目を 及び端部で測定。 省略することが出来る。</p> <p>基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割と し、 道路中心線及び端部で測定。厚さ は、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ 所の割に測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。</p>

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	—10	—3.5	
						幅	—25	—	
						平 坦 性	—	—	コンクリートの硬化後 3mプロファイルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下
						日地段差	±2		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	—45	—15	
						幅	—50	—	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒状調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8
						幅	—50	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
		<p>厚さは各車線の中心付近で型枠撤付後 工事規模の考え方 各車線 200m毎に水糸又はレベルによ 中規模とは、1層あたりの施工面積 り1測線当たり横断方向に3ヶ所以上 が 2,000㎡以上とする。 測定、幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割 小規模とは、表層及び基層の加熱ア で測定。平坦性は各車線毎に版縁から スファルト混合物の総使用量が 500 t未 1mの線上、全延長とする。 満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 なお、スリップフォーム工法の場合 厚さは、個々の測定値が 10 個に9個 は、厚き管理に関し、打設前に各車線 以上の割合で規格値を満足しなければ の中心付近で各車線 200m毎に水糸又 ならないとともに、10 個の測定値の平 はレベルにより1測線当たり横断方向 均値 (X₁₀) について満足しなければ に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、 ならない。ただし、厚さのデータ数が 測定打設後に各車線 200m 毎に両側の 10 個未満の場合は測定値の平均値は運 断端を測定する。ただし、幅は設計図 用しない。 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線 維持工事においては、平坦性の項目を 及び端部で測定。 省略することが出来る。</p> <p>基準高は、延長 40m毎に1ヶ所の割と し、 道路中心線及び端部で測定。厚さ は、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起 こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ 所の割に測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。</p> <p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 80m 以下の間隔 で測定することができる。</p>

現行

現行なし

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)	
				中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-22	-3.5		
						平穏性	-		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直線式(足付き) (σ)1.75mm 以下	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整砕盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	備 考
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事種）(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事種）(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>維持工事においては、平穏性の項目を省略することができる。</p>	

現行

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
			中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25 -30	-8
					幅	-50	-
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9 -12	-3
					幅	-25	-
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
					幅	-35	-
					平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより (σ)2.4mm以下。
					目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
厚さは、各車線の中心付近で型枠撤付後各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

改定内容

編 章 節 条 枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
			中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25 -30	-8
					幅	-50	-
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9 -12	-3
					幅	-25	-
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5
					幅	-35	-
					平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメータにより (σ)2.4mm以下。
					目地段差	±2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書のとおり必ず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書のとおり必ず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
厚さは、各車線の中心付近で型枠撤付後各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書のとおり必ず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

現行なし

現行

改定内容

編 章 節 条 校 種	工 種	測定項目	規 格 値						
			個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・漂 青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	±20	±27	-3
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 鋪 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8
					平坦性	-		3m ² より6m ² - (σ)2.4mm以 下直読式(足付 き)(σ)1.75mm 以下	
					目地段整			= 2	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事現場の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		
3. 計測は設計係員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。		
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

現行

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45	-15	
						幅	-50	-	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50	-	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p>

改定内容

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45	-15	
						幅	-50	-	
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50	-	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
		<p>幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>

現行

現行なし

改定内容

3	2	16	3	3	浅津船運転工 (グラフ浅津船) (バックホウ浅津船) (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値
						標高較差	±0 以下

<p>1. 3次元データによる出来形管理において「音響浅深機器を用いた出来形管理要領(河川浅津)(案)」、「施工機群データを用いた出来形管理要領(河川浅津)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には、計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		
---	--	--